

令和7年度 第2回 新ひだか町教育委員会議 会議録

○開会日時及び場所

令和7年6月3日（火） 15時27分～16時24分 2階大集会室

○教育長及び委員の出欠席

出席委員：久保田教育長、平野井委員、津山委員、泊委員、泊委員
欠席委員：なし

○出席事務局職員（説明員）

藤沢部長、中村課長、鈴木補佐、岩淵主幹、齋藤センター長、山田係長、渡辺主査、
今野主事（記録者）江田主事、山口課長、

○傍聴者 なし

○議事日程

日程第1 開会

日程第2 会議録署名委員の指定

日程第3 行政報告（教育長行政報告、議会行政報告、寄付等）

日程第4 報告

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 新ひだか町教育支援委員会委員の委嘱について

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

日程第5 議事

協議第1号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について

協議第2号 財産の取得について（小中学校学習者用コンピュータ等）

協議第3号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算（案）（第2号補正）について

日程第6 その他

(1) 令和7年度新ひだか町家庭学習強化期間（第1期）について

(2) 令和7年度夏期公設学習塾について

(3) その他

○審議・報告・指示事項に係る発言者及び発言内容

・日程第1 開会

【久保田教育長】

先週は、中学校の体育大会でした。天気に恵まれ、三つの学校が無事に終了しました。ちょっと顔をだしまして、生徒たちも一生懸命やっており、予定どおり終わり、今週は三つの小学校の運動会ということで、ちょうど明日、明後日から総練習が始まると思います。それでは、ただいまより第2回の新ひだか町教育委員会議を始めたいと思います。

・日程第2 会議録署名委員の指定

【久保田教育長】

日程の第2になりますが、会議録署名委員として、平野井さん、よろしくお願ひしたいと思います。

・日程第3 行政報告（教育長行政報告、議会行政報告、寄付等）

【久保田教育長】

日程の第3、行政報告になります。まず教育長の行政報告を行います。

まず報告事項の一つ目です。第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会についてですが、4月21日に開催されております。この内容については、4月30日に行われました町校長会議及び5月に行われています、町教頭会議においても報告をしており、そこ内容が重複しますので、別添資料3、町校長会議、教頭会議とあわせて、私のほうからまず報告したいと思います。資料の11ページ資料3を参照してください。先ほど言いました4月21日に、公立高等学校の配置計画地域別検討会議がウェブ会議で開催されております。資料の3ページから7ページ、会議へ提示されました資料とあわせて載せてありますが、この会議では、公立高等学校配置計画の基本的な考え方と、日高学区の現状と課題について、道教委側の説明と、参加者による協議が行われております。日高学区の静内高等学校については、御存じだと思いますが、3月の道教委通知において、令和7年度の入学者選抜の結果が、募集5学級200名あったところなのですが、第2次募集後の入学者が158名ということで、1学級相当以上の欠員が生じたことから、1学級減の4学級としてスタートしております。この変更によって令和8年度の学級数は、原則として、今回の要学級による要するに学級減後の4学級となる予定でして、次年度の募集定員については、改めて、9月に策定されます公立高等学校配置計画で決定する、とされております。今のところ、1間口減の4学級になってしまう可能性もあり、非常に危惧しているところです。このような状況から、11ページにあります、新ひだか町からの意見としてつぎのとおり意見を申し述べております。新ひだか町においては、町政の執行方針の中で、町の重点項目の一つに、町の将来を担う人材づくりというものを掲げておまして、特に町内高等学校の間口減や存続に対して、地域産業の経済にとって非常に重要である、町内二つの高校の取組を町としても後押ししていく方針が掲げられています。あわせて、教育行政執行方針においても、小中学校と高校との連携を一層強化す

る中で、地域の学校教育力の向上を目指すとしています。以前もお話ししましたがけれども、新ひだか町としても今までに、通学定期券の給付や、町の通学バスの運行、町の奨学金や助成金の給付制度、高校への学びや体験活動支援、進学、就職支援の取組、広報誌やSNS等による高校の情報発信など、いろいろな形で応援をしているところです。8ページ、9ページをご覧いただきたいのですが、新ひだか町と町内の道立校、要するに静内高校、静内農業高校との連携や支援の取組状況を町でまとめた資料になりますが、町内の二つの高校に対して今までいろいろな支援を行っているところでして、そういったことを踏まえながら、高校の間口が減ってしまうということを考えると、相当教職員数や生徒数が減少し、それに伴って、高校の組織や指導体制の改善が非常に難しくなったり、生徒のニーズに応えるような、例えば、部活動ができなくなったりとか、色々なところで影響が出てくることから、考え直してもらいたいということで、意見を申し上げたところです。今後、高校配置計画の作成に当たっては、第2回目の地域別の協議会が、7月に行われる予定になっています。その前にいろいろな中卒者の状況等も上げていくことになるのですが、各学校のほうにはこういった町内の高校が置かれている状況を十分理解する中で、地元の高校、静内高校、静内農業高校の状況を十分勘案して、今後の進路指導に当たっていただきたいということを、それぞれの学校長を通じてお願いをしております。子どもたちの進路希望ですから、それを無理やり変えるということではできませんけれども、地元の高校の良さを踏まえながら、進路指導に反映していただくように、義務の小中学校に対して高校との連携を深めるような活動を行っておりまして、今年度は特に、高校から小学校中学校への説明をきちんと行っていくということで、先生方に対しても、高校の魅力を理解していただくような説明を、研修の時間、職員会議の時間を使って行っていく取組をしていくということで打合せがなされております。そういったことでこれから働きかけをしつつ状況を見ていきたいと思っています。また、新たな情報が分かり次第、教育委員会等を通じて情報提供をしてまいりたいと思っています。

次の報告になりますが、4月25日に新ひだか町文化団体協議会の総会並びに5月20日に日高管内の教育委員会教育長会議が開催されております。来賓として挨拶をした、内容については、挨拶原稿載せてありますので、後ほど参照してください。

以上、4点について、報告といたします

それでは次に、議会行政報告等をお願いします。

【藤沢教育部長】

議会の行政報告を申し上げます。

一つ目は、建設工事に係る入札発注状況について、ございまして、公民館大規模改修工事について入札を執行し、記載のとおり発注を行いました。詳細については、下段に記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。教育委員会における教育行政報告でございます。一つ目は寄附についてございまして、記載のとおり2件の寄附がございました。寄附者の御厚志に感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきたいと思っております。

二つ目は、社会貢献についてございまして、記載のとおり、1ページ2ページ合わせ7件の社会貢献活動がございました。各企業におかれまして、社会貢献されたことにつきまして、感謝申し上げますところでございます。以上で行政報告を終わります。

【久保田教育長】

それでは教育長の行政報告と議会等の行政報告等ございましたが、質問ございますか。よろしいですか。

(「質疑なし」と言う人あり)

・日程第4 報告

報告第1号 専決処分の報告について

【久保田教育長】

それでは次に、日程第4、報告に入ります。たいと思います。

報告第1号、専決処分の報告についてお願いします。

【山田係長】

ただいま上程されました報告第1号について、ご説明いたします。

報告第1号は、専決処分の報告でございまして、専決処分の報告について、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時に代理したので、規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり報告するものです。

本件は交通事故に伴うものでございまして、事件の概要は、前回の教育委員会議にて説明いたしましたが、改めてご説明申し上げます。

令和6年12月28日午後5時28分頃、町立中学校教職員が町外で行われました部活動の大会を終え、公用車で学校に向かう帰路、国道235号線の新ひだか町三石本町35番地先を走行中、運転者の操作誤りにより道路脇の街路灯に衝突し、その衝撃で前方を走行中のもう1台の公用車に接触しました。

その際に、街路灯を損壊し現場付近に設置されていたカラーコーンを破損させるとともに、現場付近に駐車していた車両を損傷させたものです。

また、この事故において当該公用車に乗っていたしていた生徒のうち2名が身体に痛みを訴えたため事故当日に医療機関を受診し、1名はその後も通院治療をされたところでございます。

この事故により、物損3件と人身2件の計5件の損害賠償請求事件が発生しましたが、物損の2件については前回の教育委員会議において報告したものであり、その後、人身の2件について和解及び損害賠償額が決定したことから専決処分を行い、教育長の臨時代理により5月23日召集の第3回町議会臨時会に報告したものでございまして、今回の教育委員会議にてその旨を報告させていただきます。また、もう1件の物損事件である街路灯に関しては、後ほど協議第1号でご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第3回町議会臨時会における報告第3号となりますが、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものです。

2ページをお開きください。

令和7年専決処分第3号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は令和7年4月11日でございます。

3ページをご覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について、でございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額、382,507円で相手方と和解したものでございます。この相手方は、搭乗者である生徒でございます。過失割合は、町側が10、相手方がゼロでございます。

続きまして、4ページをお開きください。同じく町議会臨時会における報告第4号となりますが、専決処分の報告でございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものです。

5ページをお開きください。令和7年専決処分第4号の専決処分書でございます。専決処分年月日は令和7年4月11日でございます。

6ページをご覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について、でございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額、72,803円で相手方と和解したものでございます。この相手方も、搭乗者である生徒でございます。過失割合は、町側が10、相手方がゼロでございます。

今回の事故は、教職員の不注意により発生したものでございまして、今後このようなことが起こらないよう、交通法規の遵守及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【久保田教育長】

はい。ただいま、報告第1号専決処分の報告について、ありましたけれども、質問ございますか。よろしいですか。

(「質疑なし」と言う人あり)

報告第2号 新ひだか町教育支援委員会委員の委嘱について

【久保田教育長】

それでは、質問がないようですので、報告第2号、新ひだか町学校運営協議会委員の任命についてお願いします。

【山田係長】

はい。ただいま上程されました、報告第2号について、ご説明いたします。

報告第2号は、新ひだか町教育支援委員会委員の委嘱についてでありまして、新ひだか町教育支援委員会委員を次のとおり委嘱したものでございます。

今回の委員の委嘱につきましては、新ひだか町教育支援委員会規則に基づき、現委員のうち「学校長」として委嘱しておりました委員1名の人事異動があったことから、後任の委員を委嘱したものです。

同規則第3条第1項の規定により、委員の構成は、医師、学校長、特別支援教育担当教員、学識経験者及び前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者として現在の委員数は8名となっております。

委員の内訳は、新任が1名、再任が7名でありまして、新任の方は、静内小学校長の松田 陽一（まつだ よういち）氏でございます。

委嘱期間につきましては、新任委員につきましては2年であります。任期途中で欠けた場合の委員の委嘱期間は前任者の残委嘱期間とすることと規則で定められていることから、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間となります。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

【久保田教育長】

はい。人事異動に伴う新任の委員の委嘱という報告がありました、よろしいでしょうか。

（「質疑なし」と言う人あり）

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

【久保田教育長】

それでは、報告第3号に行きます。新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、お願いします。

【齋藤センター長】

はい。それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について新ひだか町学校給食センター運営委員会委員に次の者を委嘱したので、報告するものでございます。

今回、委嘱した委員は記載の1名で、「新ひだか町PTA連合会教」より推薦を受けており、所属団体内で異動があったことから、新たな推薦をいただき委嘱替えしたものであります。

なお、委嘱期間は、令和7年4月24日から前任者の残任期間の令和8年6月30日までとしております。

以上で、説明を終わります。

【久保田教育長】

それでは、報告第3号について、御質問ございますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

【久保田教育長】

それでは、これで報告のほう終わりたいと思います。

・日程第5 議事

協議第1号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について

【久保田教育長】

次、日程第5、議事に入ります。

協議第1号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の確定についてお願いします。

【山田係長】

ただいま上程されました協議第1号についてご説明いたします。

協議第1号は損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の確定について、でございます。

1 ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により賠償額を決定し、相手方と和解をするものでございます。

本件は交通事故に伴うものでありまして、事件の概要につきましては、先ほど報告第1号にてご説明いたしましたとおりでございます。

今回、物損の1件につきまして、和解及び損害賠償額を決定しようとするものですが、その額が議会との申し合わせで町長の専決処分の対象となる100万円を超えることとなり、6月議会定例会に議案として上程いたしますことから、あらかじめ教育委員会議にて協議させていただくものでございます。

本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手側がゼロで、損壊させた街路灯の賠償額として支払うものでございまして、賠償金は全額町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われます。

新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額、2,431,000円で相手方と和解するものでございます。

改めて申し上げますが、今後このようなことが起こらないよう、交通法規の遵守及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で、協議第1号の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【久保田教育長】

はい、ただいま、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の確定について説明がありました。質問並びに御意見等ございますか。よろしいですか。これについては6月議会に上程ということですので。

(「意義なし」と言う人あり)

協議第2号 財産の取得について (小中学校学習者用コンピュータ等)

【久保田教育長】

それでは、第1号をはなれまして、協議第2号財産の取得についてお願いします。

【山田係長】

ただいま上程されました協議第2号について説明させていただきます。

協議第2号は、財産の取得についてでありまして、6月17日招集の第4回町議会定例会に議案を上程するため、あらかじめ協議するものであります。

1ページをご覧ください。

小中学校学習者用コンピュータ等の購入についてでございます。

新ひだか町GIGAスクール構想により令和2年に児童生徒1人1台端末を整備し、活用を進めてまいりましたが、5年が経過し、端末の故障が相次いでいる状況となっております。

また、学習指導要領において情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられており、教育のICT化の環境整備が重要となっております。

これらのことから、今回、端末を更新しようとするものであります。

GIGAスクール構想に基づく学習者用コンピュータ等の更新については、北海道及び道内市町村が設置する共同調達会議において、端末の仕様等を協議し、事業者及び納入単価を入札により決定されたものであり、決定した相手方と市町村が直接契約を行うこととされております。

今回取得しようとする財産及び数量は、学習者用コンピュータ1,395台で、ChromeOSのLenovo 500eという機種でありまして、国が定める最低スペック基準を満たす仕様となっております。

取得の目的は、児童生徒ICT学習用として、取得方法は、売買によるものでございます。

取得予定金額は、74,423,250円で、うち消費税及び地方消費税の額は、6,765,750円です。

取得の相手方は、札幌市中央区大通14丁目7、東日本電信電話株式会社、執行役員北海道事業部長 島津 泰氏でございます。

また、本件につきましては、令和7年5月30日付けで仮契約を締結しておりまして、議会の議決をいただいた後に、本契約を締結する予定であります。

なお、この学習者用コンピュータ等の購入にあたりましては、財源として「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用することを予定しております。

次に2ページをご覧ください。

参考資料であります。仕様明細を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、協議第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【久保田教育長】

はい。それでは、協議第2号として、子どもたちが使っているタブレット端末の更新に関わる財産の取得ということで、今説明頂きました。質問ございますか。

基本的には今使っているchromeOSと同じような機種を入れていくということで、ちょうど入替えの時期になりました。また、7,000万以上かかるということで、後日、教育委員さんにご覧いただく機会を設けたいと思います。

【中村課長】

後で視察の件についてはお話しさせていただきます。

【久保田教育長】

後日、子どもたちが端末を使っている様子なんかも見ていただく機会もあると思えますけれども、以前に増して、大分現場にもなじんで、多くの子どもたちが日常の学習に使えるような形になってきています。よろしいですか。

(「意義なし」と言う人あり)

協議第3号 令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(案)(第2号補正)について

【久保田教育長】

それでは、第2号を離れまして、協議題3号、令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(案)第2号補正についてお願いします。

【今野主事】

それでは、ただいま上程されました、協議第3号につきまして、ご説明いたします。

協議第3号は、令和7年度新ひだか町一般会計補正予算(案)(第2号補正)についてでございます。令和7年6月17日招集の令和7年第4回新ひだか町議会定例会に上程する予算について、協議するものでございます。

今回の補正予算につきましては、主に、町総務課所管となります人件費の整理やタブレット端末更新に係る経費の予算組み替え、給食提供に係る賄材料費に係る予算を計上しております。

内容についてご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

歳出補正予算の主な内容について、ご説明させていただきます。

10款・1項・2目・事業目11、事務局経費で、内容としましては、GIGAスクール構想(第2期)に基づく児童生徒一人一台タブレット端末の更新に係る経費のうち、教師用120台分の予算組み替えによる追加でございます。当初、北海道市町村備考資金組合の防災資機材譲渡事業の活用し、令和7年度から令和11年度までの、5年間に分け償還することで、端末を購入することとしていたため、令和7年度においては一部償還金のみを予算計上しておりましたが、今年度新たに創設された、デジタル活用推進事業債(充当率90%、交付税算入率50%)の対象となることが判明し、財源として有利でありますことから、予算を組み替えて購入しようとするものでございます。

このことから、財源としましては、小中学校情報通信機器等整備事業債を追加しております。

続きまして、10款・6項・1目・事業目3、学校給食調理経費で、内容としましては、食材価格等の高騰に伴い、予算に不足が見込まれることから、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材等を購入することで、栄養バランスに考慮した学校給食の提供を継続するとともに、学校給食費の保護者負担軽減を図るため追加するものでございます。

このことから、財源としましては、重点支援地方創生臨時交付金を追加しております。

以上で、協議第3号の説明といたします。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【久保田教育長】

はい、それでは、協議第3号について、一般会計補正予算（案）について、説明がありました。内容について、質問、御意見等ございますか。

（「意義なし」と言う人あり）

【久保田教育長】

それでは、協議第3号を離れたいと思います。

・日程第6 その他

（1）令和7年度新ひだか町家庭学習強化期間（第1期）について

【久保田教育長】

日程の第6、その他になります。一つ目、令和7年度新ひだか町家庭学習強化期間（第1期）についてお願いします。

【岩淵主幹】

それでは、その他の（1）令和7年度新ひだか町課程学習強化期間第1期について御説明申し上げます。

資料を1枚めくっていただいて、本取組は平成29年度より、取組を開始し、全町の児童生徒の家庭学習の習慣化と、保護者や地域住民への啓発を行い、あわせて令和5年度からアウトメディアの啓発と、取組の推進による望ましい生活習慣の形成を図ることを目的として取組を進めてまいりました。昨年度の結果として、家庭学習強化期間の取組の認識や意義が子どもたちや保護者に定着してきているという成果があります。一方で、取組の協力がなかなか得られない家庭やアウトメディアチャレンジの取組がなかなか進んでいないという課題も見られております。こうした第1期、昨年度の成果と課題を踏まえ、各学校には各中学校区ブロックにて、取組期間や取組内容、具体的な取組内容を決めて取組を推進すること。また、特定学習に取り組むことがなかなか難しい児童生徒や家庭に対するアプローチ支援を行っていること。またアウトメディアチャレンジについて、各学校の各種調査から分かっている、自校の児童生徒のメディアの利用状況等の実態を把握し、保護者に周知し、取組の協力を呼びかけていくことを重視し、家庭学習強化第1期を6月9日月曜日より実施していこうと考えております。以上で令和7年度新ひだか町家庭学習強化期間第1期の説明といたします。

【久保田教育長】

家庭学習の強化期間についての説明がありましたが、質問ありますか。

今までは、期間を含めて教育委員会のほうである程度指定をして、各学校で取り組いたという経緯があるのですが、今年度は各中学校区ブロックが動き出していますので、その中で小と中で相談をしながら、必要な期間を設けて、各中学校区のブ

ロックの中で、関わりを持たせながら取り組んでいくという方式に変えています。

あわせてアウトメディアの取組ですけれども、これも、それぞれの学校によって実態が違うということがありましたので、この前の校長会議、あるいは今日の教頭会議でもお話ししたのですけれども、それぞれのブロックで、このアウトメディアの使われ方がどのようになっているか調査していただくことをお願いして、その実態を踏まえた上で取組を進めていただくようにしております。なかなかアウトメディアも難しい取組になっているのですけれども、大体大人が一生懸命使っている時代になっているので、家庭の中で、取組むと言っても難しい部分はあるんですが、かなり使用時間が増えているということが想定されるので、その実態をしっかりと捉えてくださいということ、お話をしております。

質問ありますか。

最近、学校によって、タブレットを使った家庭学習のさせ方が、かなり進んでいる学校も出てきましたので、そういった取り組みが町内に広がっていったらいいなと思っております。

よろしいでしょうか。

(「質疑なし」と言う人あり)

(2) 令和7年度夏期公設学習塾について

【久保田教育長】

その他の二つ目。令和7年度の夏季公設学習塾についてお願いします。

【岩淵主幹】

その他(2) 令和7年度、夏季公設学習塾の開設について御説明申し上げます。

資料1 ページ目を御覧ください。

本事業につきましては、平成29年度より小学校三、四年生を対象に公設学習塾を開設してきたところでございます。町で実施している教研式標準学力検査C R Tの結果からは、小学校3年生時における学習の定着度合いが、その後の学習において大きなポイントとなっており、特に系統性が強い、算数の学習は非常に重要な評価となっております。このことから、今年度の強化を算数に絞り、小学校三、四年生に算数の基本的な力を身につけさせることを目的に公設学習塾を開設しようとするものでございます。

資料にございますとおり、本年度の夏季公設学習塾の開設期日は8月5、6、7、8日の合計4日間を設定しております。8月5日、6日、静内地区で公民館を会場に8月、7日、8日を三石地区では、はまなすを会場に開設してまいります。それぞれ午前中を小学校3年生、午後を4年生といたします。今回もプリントを中心に学習を進める予定ですが、タブレット端末を持ちよりデジタル教材の活用も行っていく予定でございます。

以上、令和7年度、夏季公設学習塾についての説明といたします。

【久保田教育長】

はい。夏季の公設学習塾の説明がありました。質問ございますか。よろしいですか。

（「質疑なし」と言う人あり）

【久保田教育長】

このほかに。ウィークリー学習塾ということで、1週間ごとのやつをやっています。

【岩淵主幹】

ウィークリーのほうは毎週金曜日、今年度は6月20日、運動会が一段落してから始めようと思っております。

(3) その他

【久保田教育長】

はい。それでは、次、大きな3番目、その他になります。

はい、山口課長どうぞ。

【山口課長】

すいません。ここでお時間をちょうだいいたしまして、御手元に配付をさせていただきました資料について、生涯学習課からお知らせさせていただきたいと思えます。

初めに、3月の教育委員会議で御説明をさせていただいておりました、新ひだか町社会教育施設個別施設計画書が、このたび完成いたしました。対象施設13施設の今後40年間の整備について計画をしたものでございまして、特に近々の10年間に整備する具体的な方策を定めております。既に令和7年度の予算におきまして、工事修繕の予算を、この計画書を根拠に計上することができておりますことをお伝えいたします。続いて、令和7年度の社会教育年次計画書も届けております。こちらも全て、3月に説明したとおりとなっておりますので、説明は、省略させていただきます。このほか、令和6年度の高齢者教室、ことぶき大学の文集「はまなす」、たくさんの原稿をお寄せ頂いておりますので、ぜひ御一読をお願いしたいと思います。また、緑の表紙になりますが、生涯学習ハンドブック令和7年度版が完成いたしました。今日と明日、自治会長会議がございまして、その場で配付させていただくのと、小中高等学校への配付やそのほか町有施設にも置かせていただきますが、内容といたしまして、社会教育事業のほか、文化、スポーツ、サークル一覧、また生涯学習人材バンクの紹介、それと、企画課でまとめております、まちづくり出前講座の案内など、町民の方が学習に役立つ、1冊となっておりますので、広く皆様に御活用頂きたいと願っております。ちなみに表紙ですが、真歌公園の美しい桜、去年の桜と、ライディングヒルズの唯一の女の子はなちゃんがございます。ぜひ、かわいがってあげてほしいなと思えますので、よろしく願いいたします。最後になります、生涯学習だより5月号を発行いたしました。生涯学習だよりは2か月に1回その付近のいろんな事業を紹介するものでございます。6月の生涯学習課と文化振興課の行事予定も併せて挟んでおります。委員の皆様にはぜひ御都合などつきましたら、授業の様子などを御覧に来ていただけたらうれしいと感じております。以上、説明となります。よろしく願いいたします。

【久保田教育長】

はい。いろんな配布物等がありましたけれども、時間見て、目を通していただきたいと思います。この内容で何か聞いてみたいことありますか。

生涯学習ハンドブックは、新しい要素をいれたということですよ。
よろしいですか。

(「質疑なし」と言う人あり)

【久保田教育長】

それでは、今後の行事予定をお願いします。

【中村課長】

私から、まず、次回の教育委員会の日程なのですが、7月23日水曜日、15時30分からと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。では、7月23日水曜日の午後3時半から、第3回教育委員会議を開催したいと思いますので、予定に入れておいてください。

詳しいことは、会議終了後にお話しさせていただきたいと思いますが、例年行っております北海道市町村教育委員研修会、札幌市で行われているものですが、今年度は7月17日木曜日に行われます。しばらく行っていなかったのですが昨年度、2名の教育委員に参加していただいたところがございます、今年度もぜひ参加していただきたいと思います。詳しいことは、終了後に改めて、お話しいたします。

それからもう一つですが、先ほどお話ししたのですが、前回お話しさせてもらいました。教育委員会による教育行政視察ということで、今年度は、高静小学校と静内第三中学校の視察をしていただきたいと考えております。日程については、8月か9月の実施で、各学校とも調整中でございます。教育委員会議の開催と併せて、給食も試食いただきたいと考えております。イメージとしては、高静小学校をまず見ていただいて、給食を小学校で試食し、次に静内第三中学校を見ていただいた後に教育委員会議を開催という日程で予定しております。これについては改めましてまたお知らせさせていただきます。

今後の予定について私からは以上です。

【久保田教育長】

はい、この予定について質問ございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

【久保田教育長】

はい、先ほど話題に出ておりました北海道市町村教育委員会研修会ですが、教育委員さん達を交えた全道の研修会になります。各教育委員会から皆さんそろって出席しているということもありますので、いろいろとお忙しい中ではありますが、ぜひ都合をつけて参加して頂ければと思います。札幌まで遠いですが、よろしくをお願いします。

あと1点、今話題にでた、高静小学校と静内第三中学校ですが、今年度リーディングDXという、国で行っているICTの関係の指定事業があるのですが、これはなかなか指定が難しい事業なのですけれども、北海道でも今年なん校ですかね。小学校はそんなにないですよ。

【岩渕主幹】

新規で二つぐらいだと思います。全国でも、これで100ぐらいです。

【久保田教育長】

そんなに多くはないのですけれども、指定を受けまして、ICTの関係の実践を、今、学校で行っているということで、その様子も見ていただければと思いますので、お願いします。

それでは、今日の予定されていた内容は以上となりますが、委員さんから何か御意見や質問等あったら、ぜひ出していただきたいと思います。

津山委員をお願いします。

【津山委員】

はい。1点だけ報告なのですけれども、先日5月18日PTAの混合バレーがありまして、静内幼稚園、マーガレット幼稚園、静小、高静、静中、三中、静高、あと三石連合、新冠連合と幅広く参加して、とても盛り上がったのですが、その中で1点気になったことだけあったので報告させていただきます。

高静小学校だけが、先生方が参加しておりませんでした。それを見ていて、ほかの学校は全部先生方が手伝いに来ているのに、高静小学校だけが来てなかったのがちょっと何か、変なふうに見えたので、取りあえず皆さんの耳にと思い報告したかったのと、当日高静の先生いたのでお話を聞いたのですけれども、混合バレーに関しては何も先生方は聞いておりませんと。あと、体育館の練習も保護者だけでやっていると、先生方の参加もないと、そういう情報をちょっと聞こえたので、ここでちょっと皆様の耳にと思って報告させていただきます。以上です。

【久保田教育長】

分かりました、多分ちょっとその辺の経緯というのは私どもまだ詳細に把握しておりませんので、何か際にはちょっと聞いてみます。

【津山委員】

良いとか悪いとかじゃないのですけれども、ただちょっと気になったので。

【久保田教育長】

学校も考えがあつてのことなのかなと思いますので事情が分かりましたらお話ししたいと思います。

今のようなことでも結構ですので、何かあったらお願いします。

はい、平野井委員さんをお願いします。

【平野井委員】

高静小学校の前を車で通った方から言われたのですが、保健所からバス乗り場あたりまで相当雑草が伸びてきて、子どもの背丈ぐらいの高さになっているのですけれども、そこからちょうど子どもさんが出てくるといようなことがあったということで、電話をもらいました。ただ、学校の用務員さんは、草を刈れないのですよ、車がある。だから、歩道を直してくれ、埋めてくれと、歩道の隙間から雑草が履いてこないように、結構前から言われている部分もあります。おそらく、雑草があのようにはえてくるのは高静小ぐらいしかないと思うのですよね。静中も三中もそんなに雑草が生えてくるようなところでもありませんので、何とかしてほしいと。

【中村課長】

ただいまの件なのですけれども、この件、かなり前から課題になっておりますが、道道でございますので、北海道の管轄になります。以前はもう少し回数を多く草刈りをやっていたのですが、恐らく道路の維持予算の関係もあって、年々その回数が全体的に減っていると、それを受けてですね、我々、通学路の安全対策ということで、関係機関集まった協議の場があるのですけれども、そういった場ですとか、町の建設課を通していろいろと要望を上げさせていただいています。全体的な予算もあるのでしようけれども、やはり子どもが多い場所については、できるだけ回数を多め目という回答は頂いているのですけれども、どうしても現状で、今伸びているということがあるので、まず我々としては、道路管理者である北海道に改めまして、かなり伸びているので、早急に対応していただきたいと申し入れをしたいと思います。特に、運動会まもなくありますし、以前は運動会前には必ずやっていたいたんですよ。こっちから言ったこともありますし言わなくてもですね、きれいに刈っていただきました。委員のおっしゃるとおりですね、公務補がやると石はねの問題ですとか、かなり歩行者もいたりするので、安全対策をきちんとしないとあのぐらいの道路になると難しい部分があるので、それについてはあらためまして、道路管理者のほうに申し入れをさせていただきます。

【平野井委員】

歩道は町のものじゃないのですか。

【中村課長】

歩道も含めて、道の所管となります。学校敷地内は別です学校のほうに入っています。

【平野井委員】

草刈りに相当予算がかかっているというのが言われているので、歩道もきっちりアスファルト入れたほうが良いと思うのですよね。

【中村課長】

はい。たしかですね、この話したときに、シートを入れたり、静内高校の前はフェルトのようなものをですね、いろいろ対策も重ねているのですけれど、現状でこうなってい

るので、引き続き我々のほうからも、申入れさせていただきたいと思います。道路の改修のことも含めまして、前から御指摘も受けておりますので、強めに申入れしたいと思います。

【久保田教育長】

はい。子どもの安全に関わるのであれば、きちんと対応していただかないと困るので、申し入れについては、課長にお任せしたいと思います。少し強めに要望を上げていただければと思います。

今のようなことでも構いません。よろしいですか。

それでは、特にないということですので、これをもちまして第2回目になります、新ひだか町教育委員会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

以上、会議の次第を調製し、これを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 3 日

新ひだか町教育委員会 教育長

久保田 達也

新ひだか町教育委員会 教育委員

平野井 裕

令和 7 年 7 月 18 日 調製
教育部管理課管理係